

競争参加者の資格に関する公示

小倉(5)空調機更新機械その他工事外4件に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

本公示に記載の工事は、一括して公示し、当該工事を対象とする一つの特定建設工事共同企業体について資格審査を実施する試行工事である。

本公示に記載の工事に参加を希望する場合は、希望する件数に関わらず、一つの特定建設工事共同企業体を結成するものとし、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認めないものとする。

令和5年11月8日

九州防衛局長
(公印省略)

1 工事名

- ① 小倉(5)空調機更新機械その他工事
- ② 目達原外(5)空調機更新機械その他工事
- ③ 別府外(5)空調機更新機械その他工事
- ④ 福岡外(5)空調機更新機械その他工事
- ⑤ 竹松外(5)空調機更新等機械その他工事

2 工事場所

- ① 福岡県北九州市
- ② 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町外
- ③ 大分県別府市外
- ④ 福岡県春日市外
- ⑤ 長崎県大村市

3 工事概要 本工事の概要は以下のとおり。

- ① (空調機更新に係る機械、電気、建築工事)

(設備分)

- ・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約950㎡）に係る機械、電気工事 一式
- ・食厨改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,600㎡）に係る機械、電気工事 一式
- ・庁舎改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約4,000㎡）に係る機械、電気工事 一式
- ・隊庁舎改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約3,200㎡）に係る

機械、電気工事 一式

・隊舎改修（鉄筋コンクリート造7階建て／延べ面積 約5,400㎡）に係る
機械、電気工事 一式

（建築分）

・隊舎改修（鉄筋コンクリート造7階建て／延べ面積 約5,400㎡）に係る
建築工事 一式

・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約950㎡）に係る
建築工事 一式

②（空調機更新に係る機械、電気、建築工事）

（設備分）

【目達原駐屯地】佐賀県神埼郡吉野ヶ里町

・庁舎A改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約1,100㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・電子計算室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,100㎡）
に係る機械、電気工事 一式

・隊舎A改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約1,500㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・試験室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約370㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・整備工場A改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,300㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・整備工場B改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約2,700㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・庁舎B改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約1,300㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・整備工場C改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約520㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・講堂改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約960㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・食厨改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,900㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造6階建て／延べ面積 約3,200㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊舎B改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約6,400㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・警衛所改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約310㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・整備工場D改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,800㎡）に係る
機械、電気工事 一式

【久留米駐屯地】福岡県久留米市

・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約1,200㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・庁舎改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約4,600㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・食厨改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約2,800㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊庁舎A改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約3,900㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊舎改修（鉄筋コンクリート造8階建て／延べ面積 約12,000㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊庁舎B改修（鉄筋コンクリート造8階建て／延べ面積 約15,000㎡）
に係る機械、電気工事 一式

【前川原駐屯地】福岡県久留米市

・隊庁舎A改修（鉄骨鉄筋コンクリート造7階建て／延べ面積 約8,100㎡）
に係る機械、電気工事 一式

・隊庁舎B改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約4,900㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊舎改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約890㎡）に係る
機械、電気工事 一式

（建築分）

【目達原駐屯地】佐賀県神埼郡吉野ヶ里町

・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約3,200㎡）に係る
建築工事 一式

・整備工場C改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約520㎡）に係る
建築工事 一式

・試験室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約370㎡）に係る
建築工事 一式

・警衛所改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約310㎡）に係る
建築工事 一式

・庁舎A改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約1,100㎡）に係る
建築工事 一式

・電子計算室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,100㎡）
に係る建築工事 一式

・食厨改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,900㎡）に係る
建築工事 一式

・整備工場D改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,800㎡）に係る

建築工事 一式

- ・講堂改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て／延べ面積 約1,000㎡）に係る

建築工事 一式

【久留米駐屯地】福岡県久留米市

- ・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て／延べ面積 約1,200㎡）に係る

建築工事 一式

- ・食厨改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約2,800㎡）に係る

建築工事 一式

③（空調機更新に係る機械、電気、建築工事）

（設備分）

【別府駐屯地】大分県別府市

・隊舎A改修（鉄筋コンクリート造 4 階建て／延べ面積 約4,800㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊舎B改修（鉄筋コンクリート造 4 階建て／延べ面積 約4,500㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊舎C改修（鉄筋コンクリート造 3 階建て／延べ面積 約4,800㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・庁舎改修（鉄筋コンクリート造 3 階建て／延べ面積 約3,900㎡）に係る
機械、電気工事 一式

【湯布院駐屯地】大分県由布市

・隊舎A改修（鉄筋コンクリート造 4 階建て／延べ面積 約2,800㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊舎B改修（鉄筋コンクリート造 4 階建て／延べ面積 約4,600㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊庁舎改修（鉄筋コンクリート造 3 階建て／延べ面積 約4,200㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・整備工場A改修（鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造 2 階建て／
延べ面積 約2,300㎡）に係る機械、電気工事 一式

・整備工場B改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,200㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・厚生施設改修（鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建て／延べ面積 約1,000㎡）
に係る機械、電気工事 一式

・受電所改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約130㎡）に係る
機械、電気工事 一式

（建築分）

【別府駐屯地】大分県別府市

・隊舎A改修（鉄筋コンクリート造 4 階建て／延べ面積 約4,800㎡）に係る

建築工事 一式

・隊舎B改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約4,500㎡）に係る
建築工事 一式

・隊舎C改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約4,800㎡）に係る
建築工事 一式

・庁舎改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約3,900㎡）に係る
建築工事 一式

【湯布院駐屯地】大分県由布市

・隊舎B改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約4,600㎡）に係る
建築工事 一式

・厚生施設改修（鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約1,000㎡）
に係る建築工事 一式

・整備工場A改修（鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造2階建て／
延べ面積 約2,300㎡）に係る建築工事 一式

・整備工場B改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,200㎡）に係る
建築工事 一式

・受電所改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約130㎡）に係る
建築工事 一式

④（空調機更新に係る機械、電気、建築工事）

（設備分）

【福岡駐屯地】福岡県春日市

・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,700㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊庁舎A改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約1,800㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊庁舎B改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約970㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊庁舎C改修（鉄筋コンクリート造8階建て／延べ面積 約12,000㎡）
に係る機械、電気工事 一式

【飯塚駐屯地】福岡県飯塚市

・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,000㎡）に係る
機械、電気工事 一式

・隊舎改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約5,100㎡）に係る
機械、電気工事 一式

（建築分）

【福岡駐屯地】福岡県春日市

・隊庁舎C改修（鉄筋コンクリート造8階建て／延べ面積 約12,000㎡）

に係る建築工事 一式

・隊庁舎A改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約1,800㎡）に係る建築工事 一式

・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,700㎡）に係る建築工事 一式

・隊庁舎B改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約970㎡）に係る建築工事 一式

【飯塚駐屯地】福岡県飯塚市

・厚生施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,000㎡）に係る建築工事 一式

・隊舎改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約5,100㎡）に係る建築工事 一式

⑤ （設備分）

【竹松駐屯地】長崎県大村市

（空調機更新工事に係る機械、電気工事）

・隊舎改修（鉄骨鉄筋コンクリート造7階建て／延べ面積 約5,600㎡）に係る機械、電気工事 一式

【大村駐屯地】長崎県大村市

（空調機更新工事に係る機械、電気工事）

・隊舎A改修（鉄筋コンクリート造7階建て／延べ面積 約10,000㎡）に係る機械、電気工事 一式

・隊舎B改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約3,500㎡）に係る機械、電気工事 一式

・隊舎C改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約1,800㎡）に係る機械、電気工事 一式

・隊舎D改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約2,600㎡）に係る機械、電気工事 一式

【大村航空基地】長崎県大村市

・屋外給汽設備等更新に係る機械工事 一式

・隊舎C改修（鉄筋コンクリート造6階建て／延べ面積 約6,500㎡）のボイラー設備更新に係る機械工事 一式

・隊舎D改修（鉄筋コンクリート造2階建て・一部3階建て／延べ面積 約2,000㎡）の給水設備、給湯設備、排水設備更新に係る機械工事 一式

・公共下水接続、浄化槽撤去に係る電気工事 一式

（建築分）

【竹松駐屯地】長崎県大村市

（空調機更新に係る建築工事）

・隊舎改修（鉄骨鉄筋コンクリート造7階建て／延べ面積 約5,600㎡）に係る
建築工事 一式

4 工期

① 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

② 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

③ 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

ただし、湯布院駐屯地については令和7年3月15日までとする。

④ 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

⑤ 契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで

ただし、竹松駐屯地及び大村駐屯地については令和7年3月15日までとする。

5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

(1) 交付期間 令和5年11月8日から令和6年1月29日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

(1) 提出期間 令和5年11月8日から令和5年11月29日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までの間を除く）。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールによる場合は令和5年11月29日17時迄必着とする。

なお、令和5年11月30日以降も当該工事に係る開札の時まで随時受け付けるが、開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎

九州防衛局総務部契約課

TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

メールアドレス ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類

（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和5年11月8日付支出負担行為担当官九

州防衛局長) に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第2-1と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。))

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者 2 又は 3 社の組合せとする。

ア 防衛省における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は870点以上、代表者以外の構成員は780点以上であること

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有する。

① 代表者は、平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、延べ面積500㎡以上／（1棟当たり）の建物に係る空調設備を含む機械設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2者による企業体にあつては出資比率が30%以上、3者以上による企業体にあつては出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員は、平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、延べ面積200㎡以上／（1棟当たり）の建物に係る機械設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2者による企業体にあつては出資比率が30%以上、3者以上による企業体にあつては出資比率が20%以上のものに限る。）。

② 代表者は、平成20年度以降入札公告日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の 5

職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積500㎡以上／（1棟当たり）の建物に係る空調設備を含む機械設備工事を施工した実績を有すること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成20年度以降入札公告日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積200㎡以上／（1棟当たり）の建物に係る機械設備工事を施工した実績を有すること。

イ 建設業法の管工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、(2)アの代表者に求める施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「九州防衛局(5)空調機更新機械工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。